

七月七日、秋田市・河辺町・雄和町は、合併に向けての正式な協議の場となる法定の合併協議会を設置しました。七月十日には第一回の協議会が開かれ、協議会の各種規程や予算、合併に関する基本的な事項などが決められました。法定の合併協議会が設置されたことで、いよいよ合併に向けた具体的な話し合いが始まります。

秋田市合併推進局

電話(866)2785

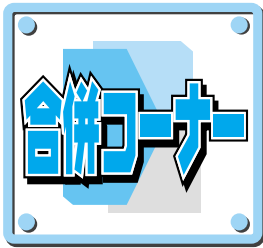
ファクス(866)2795

市町合併ホームページ

<http://www.city.akita.akita.jp/city/copr/>



左から大山河辺町長、佐竹秋田市長、伊藤雄和町長



秋田市・河辺町・雄和町 法定合併協議会を設置

合併に向けて
具体的な話し合いを
始めます

秋田市、河辺町、雄和町の一市二町は、二月十三日に任意の合併協議会を設立し、これまで三回の協議会で合併にあたっての課題整理や、法定の合併協議会設置に向けた準備を行ってきました。

その結果、七月三日に、佐竹市長、河辺町の大山河辺町長、雄和町の伊藤町長が秋田市役所で話し合いを行い、地方自治法などに基づく法定の秋田市・河辺町・雄和町合併協議会を設置することで合意しました。これは、六月に開かれた一市二町の議会で、この合併協議会の設置に関する議案が可決されたことを受けたもので、七月七日には、法定合併協議会を設置したと協議会規約の告示を行い、正式に法定の合併協議会が設置されました。

法定の合併協議会とは、地方自治法および市町村の合併の特例に関する法律(合併特例法)に基づき設置される協議会(話し合いの場)で、関係市町村の長や職員、議会の議員、学識経験者で構成されます。ここでは、合併に関するあらゆる事項の協議が行われます。

協議は原則公開で、合併後のまちづくり計画や合併の方式、新市の名称、合併の期日といった基本的な事項をはじめ、市町ごとに異なる、税や使用



第1回秋田市・河辺町・雄和町法定合併協議会

料・手数料、福祉サービスといった、さまざまな行政制度を調整するため、具体的な話し合いが行われます。

第一回法定合併協議会を開催しました

七月十日、秋田市内のホテルで第一回秋田市・河辺町・雄和町合併協議会(法定)が開かれました。

開会にあたって佐竹市長がいさつに立ち、「調整に時間を要する項目もあるかもしれないが、お互いの立場を尊重しながら誠意を持って協議を重ねることで、必ずや解決策が見いだせると考えている。合併推進にあたっては、河辺町と雄和町が秋田市にくっつくという考えではなく、ともに新しい都市を作りあげるといった発想でのぞみたい」と述べました。

市町村合併までの手続き

任意の合併協議会の設置

合併に関する事前協議をします

●協議事項

- ・規約案作成など法定協議会設置の準備
- ・協定項目の洗い出し
- ・新市建設計画案の策定準備 など

A市長・B町長が法定協議会設置の議案提出
A市議会・B町議会の議決

法定の合併協議会の設置

●協議事項

- ・合併の適否
- ・合併の時期、形態
- ・新しい市の名称
- ・新市建設計画と合併後の将来都市像策定
- ・議員の定数・任期の取り扱い など

A市・B町による合併協定書の調印

A市議会・B町議会による合併の議決
知事へ合併の申請

県議会の議決と知事の決定

総務大臣への届出 総務大臣の告示

新しい自治体の誕生

秋田市と河辺町・雄和町はこの段階です

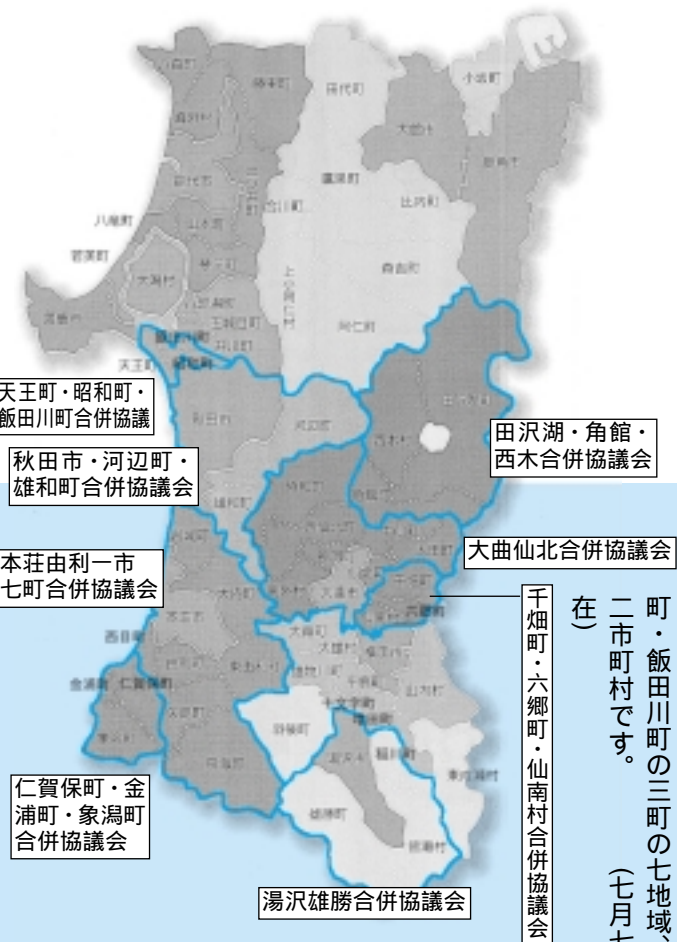
協議
知事

合併協議会メンバー

会長	佐竹 敬久	秋田市長
副会長	大山 博美	河辺町長
副会長	伊藤 憲一	雄和町長
委員	相場 道也	秋田市助役
委員	松葉谷温子	秋田市助役
委員	名古屋 昇	河辺町助役
委員	佐々木勝男	雄和町助役
委員	保坂 五郎	秋田市収入役
委員	辻永 武美	河辺町収入役
委員	佐々木晃二	秋田市議会議長
委員	安井 貞三	秋田市議会副議長
委員	藤原 貢	河辺町議会議長
委員	進藤 芳明	河辺町議会副議長
委員	工藤 四郎	雄和町議会議長
委員	伊藤 満	雄和町議会副議長
委員	相原 政志	秋田市議会議員
委員	三浦 芳博	秋田市議会議員
委員	藤田 茂	河辺町議会議員
委員	小野寺一志	河辺町議会議員
委員	竹下 博英	雄和町議会議員
委員	高橋 兵一	雄和町議会議員
委員	山口 博司	秋田県秋田地域振興局長
委員	池村 好道	秋田大学教育文化学部教授
委員	稲場みち子	エンパワくらぶ代表
委員	佐藤 裕之	秋田市市政懇談会委員
委員	小野寺平紀	河辺町教育委員
委員	佐藤 勇一	河辺町固定資産評価審査委員
委員	片桐登司夫	雄和町自治会長会会長
委員	地主 重子	雄和町社会教育委員長

秋田市・河辺町・雄和町合併協議会は、一市二町の三役と議会議長、議員、学識経験者の29人で構成されます。協議会の会議はだれでも傍聴できます。

秋田県内の法定合併協議会設置状況



この後、協議会の事業計画や予算案が承認され、任意合併協議会の中で合意を得ていた、次の基本的な合併協定項目の内容が正式に決定されました。

合併の方式

河辺町および雄和町を廃止し、その区域を秋田市へ編入する。

合併後の市の名称

合併後の市の名称は、「秋田市」とする。

合併後の市の事務所の位置

合併後の市の事務所の位置は、「秋田市山王二丁目一番一号」(現在の秋田市役所の位置)とする。



説明しよう

編入合併

市町村合併の方式には、二つ以上の市町村を廃止して新たに一つの市町村をつくる「新設合併」と、市町村を廃止してその区域を別の市町村の区域に編入する「編入合併」の二通りがあります。

秋田市、河辺町、雄和町は「編入合併」の方式をとります。

法定合併協議会

合併に関するさまざまな取り決めに具体的に話し合う場で、地方自治法および合併特例法に基づき設置されます。設置には、関係する市町村議会の議決が必要です。県内で、ほかに法定合併協議会を設置しているのは、仁賀保町・金浦町・象潟町の三町、本荘由利一市七町、千畑町・六郷町・仙南村の三町村、大曲仙北の一市七町村、田沢湖町・角館町・西木村の三町村、湯沢雄勝の一市三町村、天王町・昭和町・飯田川町の三町の七地域、三十二市町村です。(七月七日現在)